

## ペット飼育規則に関する覚書

株式会社 TAKUTO（以下「甲」という。）は \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）が、大阪府大阪市中央区内平野町 2 丁目 3 番 7 号所在の U Residence Temmabashi \_\_\_\_\_ 号室（以下「本物件」という。）においてペットを飼育するにあたり、以下のとおり、ペット飼育規則（以下「本規則」という。）を定める。

### （目 的）

第 1 条 本規則は、乙が本物件においてペットを飼育するに当たって必要な事項を定めることにより、本物件及びその近隣の地域における良好な住環境を維持し、ペットとの適正な共生を確保することを目的とする。

### （定 義）

第 2 条 本規則におけるペットとは、第 3 条第 1 項に定める動物をいう。

### （飼育できる動物の範囲等）

第 3 条 1、乙は、本物件において、次に掲げる動物を飼育することができる。

なお、次に掲げる動物以外は飼育してはならない。

- 一、小型犬
- 二、中型犬
- 三、大型犬
- 四、猫（大きさを問わず）

2、乙は、前項に掲げる動物を、業を目的として飼育してはならない。

3、乙は、犬の飼育に当たっては、第 7 条に定める飼育申請手続きを経て、甲の承認を得なければならない。

### （犬の飼育数）

第 4 条 飼育することができる犬は、甲が、飼育申請時点において、承諾した 1 匹のみとする。

### （飼い主の心構え）

第 5 条 乙は、ペットを飼育するに当たり、常に次の事項を心がけなければならない。

- 一、物件の居住者（以下「居住者」という。）及び近隣住民の生活を尊重し、良好な住環境の継続向上を図ること。

- 二、乙はペットの習性、本能等を理解するとともに飼い主としての責任を自覚し、ペットのしつけを行うこと等により、飼育するペットとの適正な共生を図ること。
- 三、法令、条例等に定められた飼い主の義務を遵守すること。
- 四、本規則及び、甲の指示、指導を遵守すること。

(遵守事項等)

第6条 1、乙は、ペットを飼育するに当たり、次の各号に掲げる事項を守り、ペットを適正に飼育しなければならない。

一、基本的事項

- ア、ペットは、本物件の室内（以下「住戸」という。）で飼育しなければならないが、バルコニー、共用廊下、屋外階段、屋上等において飼育しないこととし、ペットを放置もしくは自由に外出させないこと。
- イ、ペットの鳴き声や、糞尿等による居住者及び近隣住民等への損害又は迷惑の防止に努めること。
- ウ、住戸以外の場所で、動物にえさや水を与え、又は排泄をさせないこと。
- エ、ペットを常に清潔に保ち、疾病の予防、衛生害虫の発生防止及びペットの健康管理を行うこと。
- オ、ペットの飼育に起因して、居住者、近隣住民等若しくは本物件、付帯設備及びこれらの敷地に汚損、破損が発生した場合又は居住者若しくは近隣住民等に損害等を与えた場合は、損害賠償その他の責任を負うとともに、誠意をもって解決を図ること。
- カ、地震、火災等の非常災害時には、ペットが近隣住民又は居住者等に危害を及ぼさないように留意するとともに、ペットの保護に努めること。
- キ、乙は、ペットを自己の責任において飼育し、自己の都合により遺棄しないこと。犬にあつては、第7条第1項口の規定に基づき甲に届け出た引取人に引き取らせ、これに抛り難い場合は新たな引取人を探す等しなければならないものとし、その他のペットにあつては自らの責任において引取人を探しこれに引き取らせる等すること。
- ク、ペットが死亡した場合は、適切な処置を行うこと。
- ケ、ペットが感染症にかからぬよう、乙の責において予防接種等の処置・及び登録を確実にし、登録を受けた旨を示す標識を玄関扉等の見やすい箇所に明示すること。
- コ、長期外出等の場合は、本マンション内にペットを残置しないこと。

## 二、居住者等への配慮事項

- ア、ペットの手入れ若しくはケージ、ブラシその他の飼育用具等の清掃は住戸内で行うものとする。
- イ、ペットの手入れ又は飼育用具等の清掃等を行う場合は、毛の散乱を防止するとともに、汚物を衛生的な方法により適切に処理すること。
- ウ、やむを得ずペットが住戸の外で排泄をした場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに、排泄した場所又は排泄物を衛生的な方法により、適切に清掃、消臭等し、又は処理すること。
- エ、ペットを伴って住戸の外に出るときはリードで結ぶ等してペットの行動を制御できるようにすること。

- 2、乙は、前項各号に定める事項のほか、集合住宅での飼育に適するしつかけを十分にいき、犬を飼育しなければならない。

### (飼育申請等手続)

- 第7条 1、乙は、犬の飼育を希望する場合は、甲が定める条件を満たしていることが確認できるよう、甲が別に定めるペット飼育申請書に必要事項を記載の上、甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。

#### イ 種別

- ロ やむを得ず飼育ができなくなった場合の引取人の届出

- 2、乙は、ペットの死亡その他の理由により、飼育を中止しようとするときには、甲に届けなければならない。

### (違反者に対する措置)

- 第8条 1、甲は、乙が本規則に違反したとき又は飼育するペットが居住者もしくは近隣住民等へ損害を与えたとき若しくは迷惑行為を生じさせたときは当該飼い主に対し、飼育方法の指示もしくは指導又は警告等を行うことができる。
- 2、前項の措置にもかかわらず改善が認められない場合は、甲は乙に対し、ペットの飼育を禁止することができる。
  - 3、甲は、前項の飼育禁止にもかかわらず乙がペットの飼育をやめない場合は、賃貸借契約書第19条の規定に基づき、本物件の賃貸借契約書を解除し、又は賃貸借契約の更新を拒絶することができる。

(原状回復義務)

第9条 賃貸借期間の満了、解約、解除、その他の理由により本契約が終了した時、本物件内にて清掃、消毒及び消臭に要する全費用は、乙が負担するものとする。その他に本物件内にてペットが起因となる損傷、修復及び交換が必要と甲が判断したものに要する費用も、乙が負担するものとする。

(盲導犬への配慮)

第10条 甲は、乙の飼育する犬が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第14条第1項に規定する盲導犬である場合は、本規則の適用に当たって、特別の配慮をすることができる。

(規則の改正)

第11条 本規則の改正は、甲が行う。

以上、規則を遵守する事を承諾致します。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

## ペット飼育申請書

体 高： \_\_\_\_\_

体 重： \_\_\_\_\_

犬 種： \_\_\_\_\_

性 別： \_\_\_\_\_

数 : \_\_\_\_\_ 1 \_\_\_\_\_ 匹

やむを得ず飼育ができなくなった場合の引取り人連絡先

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

以 上

物件名： U Residence Temmabashi

物件住所： 大阪府大阪市中央区内平野町 2 丁目 3 番 7 号

\_\_\_\_\_ 号室

氏 名 \_\_\_\_\_ 印